

第 40 回神奈川県職員等不祥事防止対策協議会議事録

【日 時】 令和 7 年 8 月 14 日（木） 15：45～17:15

【場 所】 W e b 会議

【出席者】 柴田会長、高野副会長、稲垣委員、大塚委員、小林委員、野呂委員

【三澤総務局副局長兼総務室長】

定刻になりましたので、協議会を開会させていただきます。

私は、協議会の事務局である総務局総務室長の三澤です。よろしくお願いいたします。

今回は、4 月の改選後はじめての協議会になりますので、各委員を私から御紹介させていただきたいと思います。

まず、公認会計士の稲垣正人委員、続きまして、法政大学専門職大学院イノベーションマネジメント研究科准教授の大塚有希子委員、続きまして社会保険労務士の小林加奈子委員、神奈川大学教授柴田直子委員、慶應義塾大学大学院附属研究所顧問高野研一委員、弁護士の野呂芳子委員。

以上 6 名の委員の皆様方に今期委員として御就任いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、山田局長から御挨拶を申し上げたいと思います。

【山田総務局長】

神奈川県の総務局長の山田でございます。

本日はお忙しい中、不祥事防止対策協議会に御出席を賜りましてありがとうございます。

また、日頃から本県の不祥事防止対策について、皆様の専門分野から貴重な御意見、御助言をいただいております。この場をお借りして感謝を申し上げます。

さて、現在、「情報流出防止のための効果的なチェックの実施」、「組織的な業務体制の構築」、「互いを思いやることのできる職場づくり」、「ハラスメントの根絶」の 4 つを取組強化項目として対策に取り組んでいるところでございます。

昨年度の不祥事件数は記者発表ベースで、前年度から 16 件減少いたしまして、21 件となりました。

対策の結果が出ている一方で、対策にもかかわらず、重要情報の紛失や誤送付、支払い手続きの遅れといった事務ミスに関する事案が依然として発生をしております。

そこで、本日は、昨年度の不祥事防止対策の実施結果及び今年度の不祥事防止対策の実施状況につきまして、御意見、御助言をいただきまして、今後より一層

の不祥事防止対策を講じていきたいと考えております。

委員の皆様にはぜひ、忌憚のない御意見、御助言をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

山田総務局長は所用のため、ここで退席とさせていただきます。

【山田総務局長】

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

本日の協議会について委員全員の皆様が出席予定ですが、一部の方が、まだこの ZOOM に参加できておりません。今準備中でございます。

開催要件は、現在、ZOOM に参加されている皆様で満たしておりますので、協議会は成立でございます。

また、本日の審議事項でございますが、非公開とする内容はございませんので、公開とさせていただきます。

現在、傍聴者の方はいらっしゃいませんが、協議会開始後も、傍聴希望者の方がいらっしゃいましたら随時傍聴いただきますので、よろしくお願いいたします。

○議題 1「会長及び副会長の選出」前半

【三澤総務局副局長兼総務室長】

それでは、これから議事に入らせていただきます。

はじめに会長・副会長の選出をしていただくことになります。

協議会規則 4 条の規定によりまして、会長、副会長につきましては、委員の皆様方の互選ということになってございます。

特に御推薦がなければ、前期に引き続き会長を柴田委員、副会長を高野委員に務めていただければと思いますがいかがでしょうか。

(特に意見無し)

では柴田委員、よろしいでしょうか。

【柴田委員】

私でよろしければお引き受けいたします。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

ありがとうございます。

高野委員は今、参加はされていらっしゃいますが、声が届いていないようですので、後程また改めて、御意向を確認させていただきたいと思います。

順番前後してしまいますが、まず会長の方から一言お願いできますでしょうか

か。

【柴田会長】

神奈川大学の柴田直子でございます。

引き続き、皆様にいろいろ御協力をいただきながら、この重要な協議会を進めていきたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、議長である会長に進行役をお願いいたしたいと思えます。

柴田会長よろしくお願いいたします。

○議題 2 「令和 6 年度不祥事防止対策実施結果」 前半

【柴田会長】

それでは、議題 2 令和 6 年度不祥事防止対策実施結果、(1) 知事部局等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【柏木総務局総務室室長代理】

(資料 1 説明)

○議題 1 「会長及び副会長の選出」 後半

【柴田会長】

このまま続けて、(2) に進んで大丈夫でしょうか。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

もしよろしければ、高野先生今、聞こえますでしょうか。

【高野委員】

聞こえます。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

先ほど議論させていただいたのですが、今期の副会長の就任の方、お願いしたいと思っているのですがよろしいでしょうか。

【高野委員】

承知しました。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

では、ぜひよろしくお願いいたします。

会長、副会長ともに、これで決定とさせていただきます。

会長、進行の方を引き続きお願いいたします。

○議題 2「令和 6 年度不祥事防止対策実施結果」後半

【柴田会長】

(2) の教育委員会につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

【深野教育局行政課副課長】

(資料 2 説明)

【柴田会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただいた議題について、御意見を伺って参ります。

委員の皆様、御意見、御感想などありますでしょうか。

稲垣委員お願いいたします。

【稲垣委員】

今、説明のあった教育局の方ですけれども資料の 10 ページの従来施策の効果検証ということで、新規の取組をされて、従来施策の有効性を検証したという説明があったのですが、この検証結果の結論は、どういうものだったのかお伺いしたいなと思いました。

【深野教育局行政課副課長】

検証は途上というのが正直なところでございます、例えば、モデル校で行いました研修の新しい取組は、教職員からのアンケートを実施しておりますけれども、非常に効果的だったというような感想を得ておりますので、有効だと意見があがってきた取組につきましては、今後拡充し、より取り組んでいくという方向に今なっております。

【稲垣委員】

ありがとうございます。

【柴田会長】

小林委員いかがでしょうか。

【小林委員】

資料 1 の 7 ページ内部通報制度についてお聞きしたいです。

件数を拝見しますと、そんなにものすごく多いとは思わないですが、これらの中で、例えば、通報者の勘違いであるとか、パワハラの通報があったけれども、現実にはパワハラではなかったのか、そのままつきかえした件数とか、そういったものもあるのではないのかなと思いますが、これだとちょっと分からないというところで、もちろんプロの調査員が聞き取って、判断はなさっているとは思いますが、内部通報という限り、やっぱり通報した人の保護も大事ですし、その辺がクリアに説明がなかったかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

総務局副局長からお答えいたします。

去年、実際に通報資格のない方から通報の書類が届いたという事案がありました。

内部通報は、原則は県の職員であることや、法律上は、退職後1年以内なのですが、県の場合は、正規職一般職員として在籍したことがある者など条件があるのですが、そうした要件を満たさない方から内部通報があり、該当しませんと言ってお返しした例はございます。

ただし、これは、そもそも受理してございませんので、この件数には含まれてございません。

それ以外に受理はしたけれども、通報された方が考えているようなものがそこまでのレベルではなかったというようなお話ももちろんございました。

そうしたものについては、通報者の方に対して、お話いただいた点については調査した結果、そのレベルではなかったけれども、所属としては、対応していくというような答えをさせていただいたというものがございます。

これで答えになってますでしょうか。

【小林委員】

はい。わかりました。ありがとうございます。

もう1ついいですか。

もう1つは、資料2の教育局の方で、何ページというわけではないですが、現在、全国で教職員による性犯罪がものすごく増えているというふうにマスコミベースの話ですが、私などでも認識しております。

これで見ると、昨年と同じ程度の方法論であつたり、何か嚴重さが増しているわけではなさそうですが、どういうふうにお考えなのかということと、マスコミなんかで言われている性犯罪者のデータベースですか、そういったものを利用なさっているのかどうか知りたいなと思いました。

お願いいたします。

【深野教育局行政課副課長】

教育局行政課副課長でございます。

先ほど、性犯罪的な学校での不祥事が非常に増えているというのは、確かにおっしゃる通りでございまして、私どもとしても非常に申し訳ないことだというふうに思っているところです。

ただ一方で、不祥事に関しては、なかなか特効薬がないといえますか、様々な多方面からの取組を進めているのですが、なかなか根絶できないという中において、やはりこれは繰り返し先ほどの説明でもキーワードとして申し上げましたけれども、不祥事を自分事としてとらえるということを性犯罪的な部分に関

しましても、繰り返し訴えていくしかないのかなというふうには思っております。

この後、7年度の不祥事防止対策のところでも、説明をさせていただくことになろうかと思うのですが、やはり、アプローチを工夫した取組ということで、例えば、警察OBの方を招聘して、研修講師になっていただいて、実際に自分が性的なそういった不祥事を起こした場合にどうなるか、逮捕されて、実際に懲戒免職になって、教員免許も失ってというようなりアルな、かなり生々しい研修動画を作成して、ちょうど今、夏季休業期間に入っておりますので、基本的には全教職員に視聴してもらうような取組等も行ったり、アプローチを変えた現場への訴えというものに取り組んでいるところでございます。

また、特に昨今非常に大きく報道されておりますけれども、名古屋市ですとか、横浜市において、校内での盗撮事案が起こったということもありまして、文科省の方からも、服務規律の確保の徹底に関する通知等が発出されているところでございます。実際に私どもとしては、現場で具体的にどのような取組をするようにというような通知を併せて付記し、通知を出すことによって、現場で機器を使った性犯罪等が起こらないような環境づくり、こういったものも含めて、各学校で取り組むように通知したところでございます。

そういった取組を特効薬ではないのですけれども、繰り返し行って、より強化していくところになってございます。

以上でございます。

【小林委員】

ありがとうございました。

【柴田会長】

はい。野呂委員お願いします。

【野呂委員】

はい。今の小林先生の質問にも関連するのですけれども、私も教職員による性犯罪というのは非常に深刻な問題だと思っております。

子供にとって学校が安心安全な場でない、なかったということは、一生に影響を及ぼしかねないことだと考えております。

そういった中で、7月31日の読売新聞を見たのですけれども、私立学校法人の75%がデータベースを活用していなかった。公立学校を所管する教育委員会でも確認を怠っていたケースがあったという記事が載っておりました。

神奈川県の方では、データベースの活用というのがきちんとなされているのか、その点について教えていただければと思います。

【深野教育局行政課副課長】

神奈川の公立学校におきまして、教育委員会ではデータベースの活用はなさ

れているというふうに、所管の部署が異なるのですが、聞いております。

ただ、私学の方は、必ずしも徹底されていないというような話も、伝え聞いておりますので、こちらの方は、教育委員会の所管から離れてしまうので、事実としてはそういった状況があるということでございます。

【野呂委員】

少なくとも公立に関しては、なされているのではないかという認識ということとよろしいでしょうか。

【深野教育局行政課副課長】

そうですね、神奈川の教育委員会では、そういうことだと所管部署から聞いております。

【野呂委員】

ありがとうございました。

【柴田会長】

音声がお聞きになれなかったところがあったかもしれませんが、よろしければ、御意見等お願いいたします。

【高野副会長】

大人になっていないその前にこういう事案が起こると、それが大変トラウマになって、後々非常に大きな影響があると思いますので、何らかの措置を講じないといけないというふうに思っています。

ただ、どうしたらいいかというと、これはかなり現場の問題がかかわってきますので、なかなか良いアイデアはでないのですが、これは、教育とか、いわゆるキャンペーンなんかで、本当にやらないことを気づかせることはなかなか難しいと思いますので、その辺の対応をしっかりと考えなくてはいけないなというふうに思います。

我々は小中学校の教育の経験がないものですから、どうしたらいいかというのは、現場の方々が、やはり自分たちの問題としてとらえて考えていくしかないのではないかとこのように思います。

【柴田会長】

今の高野先生の御意見に対していかがでしょうか。

取組などについて説明いただけることがありましたらお願いします。

【深野教育局行政課副課長】

教育局行政課副課長でございます。

御意見の答えになっているかというところなのですが、特に、いわゆる対生徒への性的な不祥事等は、若い教員が起こすというようなこともありますので、特に、生徒との関係がどうしても教育現場というのは密接になりがちという中で、個人的な相談事を例えばSNSなどで受けたことをきっかけに、性的な不祥事

に発展していくことも多いですので、資料にも記載してございますが、そもそも SNS での個人的なやりとりは絶対に禁止といったようなことですか、いわゆる生徒との距離感に関しては、特に若い教員には、新採用時等も含めて、重点的に訴えかけていく研修をしていくというような取組について、今後も重点的に行っていくことになろうかと思っておりますので、そのあたりを補足させていただければと思っております。

【高野副会長】

1 点よろしいですか。

今回の事例を拝見すると、若い教員だけじゃなくて、校長とかそういう役職にある、かなり年配の方が関わっていたというふうに認識しておりますが、若い方だけではなくて、年配の校長みたいな立場にある方が、そういう不祥事を起こすということ自体が何かもっと根本的な大きな問題をはらんでいるのではないかなという感じがするのですが、いかがでしょうか。

そういうことを許容するような雰囲気があるのではないのでしょうか。

それはどういうふうにお考えでしょうか。

【深野教育局行政課副課長】

はい。近年、神奈川県におきまして校長等の管理職による不祥事というものは、あまりないというふうに認識しておりますが、当然、年代に関しましては、先ほど若い教員による不祥事というものも申し上げましたけれども、逆に、直接の性的な犯罪行為には至らないようなセクハラ事案に関しましては、むしろ年配の職員の方が、意識の差みたいなものがあり起こしやすいというような傾向分析もなされているところでございますので、年代別にアプローチしていくような研修の取組も重点的に取り組んでいくこととしておりますし、管理職によるそういった不祥事は、特にあってはいけないのですけれども、そういったことが絶対に起きないように管理職に対する指導啓発の実施もあわせて行っていきたいというふうに私どもとしては考えております。

【柴田会長】

いくつかお聞きしたいことがあるのですけれども、まず、今のお話と少し関係していることにつきましては、やはり教職員の方の職場がブラックだというのは、もうずっと言われていることですが、過度のストレスといいますか、やっぱりストレスの多い職場であるということも関係しているのかなという印象をもっております。

また、そういったところに対する取組、不祥事を減らすための取組として研修を多くされていることを拝見し、今日お聞きしたのですけれども、職場のストレスが少ないものとなるような取組も、もし、なさっているということであれば教えていただきたいというのが、まず 1 点目でございます。

それから2点目は、知事部局と教育局どちらともになります。

研修をされている際に、理解度の確認をされているかというのをお聞きしたいなと思います。

大学の教員も、研究倫理についての研修を受けなくてはいけないのですけれども、研修を受けた後、簡単な試験を受けさせられたりとか、理解をしたかどうかを一人一人の教員からのフィードバックをしなければいけないということになっています。研修を受けた教員の方や職員の方が、きちんと理解できたかっていうことを把握されているかどうかというのが2点目の御質問です。

3点目です。私も今回、横浜市の小学校の教員の事件が出て気になったのですが、神奈川県教育委員会での取組といいますか、県の取組が市町村に対して、情報共有をされていることは書かれていたのですが、どのような形で、どの程度情報共有をされているのかというのが、まずございまして、それからまたこういった何か不祥事があったときにそれに対して、県と市町村がどのような形で、それに対して対応されているのか。

そして、また今回、横浜市は政令指定都市ですので、政令指定都市の場合、県の教育委員会と政令指定都市の関係というのは、どの程度なのか、県から何か言えることがあるのか、それができるのかというのが分からず、そのあたりよろしければ教えていただきたいなと思います。

【柏木総務局総務室室長代理】

御質問いただいた中で、職員の研修による理解度をどのように把握しているかという御質問についてですが、資料4ページの研修の実施状況というところで、1の不祥事防止推進補助者研修に関しては、実施後にアンケートを実施して、どの程度理解できましたかというようなかたちで質問をして、アンケート結果を回収しています。

この令和6年5月の研修に関して言いますと、全体の5割強ぐらいが理解できた、あるいは4割強がどちらかという理解できたということで、それを足すと96%がある程度理解できたというようなアンケートの回答としてですが、受講者が回答しているというのが、こちらで把握している内容ということになります。

私からは以上となります。

【柴田会長】

あまり理解できていない研修の中に傾向や特徴はありますか。

【柏木総務局総務室室長代理】

この研修に関してだけ言うと、あまり理解できなかったという回答が非常に少なく、ちょっと傾向を読み取るというのはなかなか難しいです。

【高野副会長】

理解度というものが重要ではあるのですが、多分その理解しているというのも当然そんなことやっちゃいけないというのは、研修をやる前から当然分かっている話です。

ですから、やはり私はこういう案件を防ぐにはどうしたらいいかというのは教員一人一人が考えて、自分でレポートを出すということが重要なのではないかなと思います。

なぜそういうことが起こるのか、防ぐためにはどうしたらいいのかというレポートを最低限、A4で2枚か3枚にまとめて出してもらう。

それを校長はじめ、きちんと読まないしは、その中のいくつかについては、きちんと教育委員会の方でも、読んでいただいて、その対応を検討していただくということがないと学校の外にいる人が、なぜこれが起こるのかとか、あるいは具体的にどうしたら減るのか、どうしたらなくせるのかということをやなかなか具体的な案を考えるのは難しいと思いますので、それは、その学校の中にある研修を受けた方がレポートを提出して、自分で考えてもらう、自分で考えて提案をすれば、どうしてこれが起こるのだらうということについても、自分で納得して理解してもらう、理解度が高まるのではないかなという感じがするのですが、そういう研修をやりっぱなしではなくて、具体的に自分だったらどうするかということを考えることによって、随分、実効性があるのではないかなと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

【深野教育局行政課副課長】

教育関係についてお答えします。

現状、研修を行った後のアンケートというものはとっているのですが、レポートとか、そういったところまでやっているかというのと、そこまでやっていないというのが現状でございます。

ただ、研修のやり方等も工夫を図っておりまして、例えば、講師について、管理職等による学校現場での研修が多いのですが、管理職から直接話すということだけではなくて、教員が自分で講師になって、研修を行う取組等を実際にいくつかのモデル校でも取り組んでいただいたところでもございまして、実際にそういった取組についてのアンケート結果では、非常に自分事としてとらえることができたというような教員からの反応も返ってきておりますので、自分たちが主体的に取り組むような研修というものを本日委員からお話があったような御意見も参考にしながら、より工夫して取り組んで参りたいというふうに考えているところでございます。

いくつかお話があったかと思うのですが、ストレスの軽減というものに関しては、資料2の3ページの上段、教職員を組織的にサポートする体制づくりという記載をしておりまして、人間関係が希薄化してくるのは学校の教員の現場で

も例外ではございません。

そういった中で、ストレスを抱え込んで孤立化することがないように初任者指導員とか管理職が連携して、組織的に職員を支援していくというような取組も図っているところでございまして、私どもの職員が実際に学校現場に訪問して、現場の取組を調査する中でも、そういった取組がどういうふうに行われているのかということは、把握するように努めているところでございます。

また、教員の働き方改革、学校現場の負担軽減というものにつきましては、教育委員会では組織的な体制を挙げて、継続的に取り組んでいるところでございますので、調査照会ものの削減ですとか、会議の集約化といったようなことは、引き続き取り組んでいって、教員が、子どもたちに向き合うような、本来の時間をできるだけ確保する取組を引き続き教育委員会としては、進めていくということになります。お答えできてない部分はありましたか。

【柴田会長】

市町村に起こった不祥事に対して、県の教育委員会がどれぐらいのことができるのかというのがちょっとよく分からないままです。

【深野教育局行政課副課長】

まず、情報共有という部分につきましては、県から発する例えばSNSの禁止とか、私的な映像端末で生徒を撮影するような行為は、目的の如何を問わず禁止というような取組を市町村においても図っていただけるように「県としての取組はこうなので、参考に市町村においても同じような取組をしてください」というようなことを各市町村教育委員会に対しては、県の教育事務所を通じてになりますが、周知を図っているところでございます。

また、いわゆる法的な部分で市町村の教員への監督的な権限について説明させていただくと、政令指定都市を除きます市町村立学校の教職員というのは県費負担教職員ということで、給与については、県が負担して、また任命権についても県が持っております。

サービスの監督については、市町村教育委員会が行うという建て付けになっております。これは学校職員給与負担法ですとか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といったものに基づいて、決まっている建て付けなのですけれども、一般的な政令市でない市町村の教職員に関しては、給与と任命権については、県が負うけれども、直接的なサービス監督いわゆる不祥事を起こさないようにする取組ですとか、そういうものは、第一義的には市町村教育委員会が行うという形になります。

そのため、私どもからの通知類というものを基本的には県立学校に対して直接出すのですけれども、市町村教育委員会に関しては、同じような任命権に基づいた通知を出すのですが、具体的な取組に関しては、県の取組みを参考に市

町村において行っていただきたいというような形の通知になります。

また、政令指定都市、今回の横浜市において重大な事案が発生したということもありますので、これについてなんですけれども、政令指定都市の教職員の給与につきましては、その政令市が直接負担するという形になっておりまして、任命権についても同じように政令市が持っております。

当然ながら、サービスの監督についても政令市が直接行うことになりますので、今回大きく報道されました横浜市、名古屋市の事案等に関しては、県が直接的に関与する部分はないというのが、答えになります。

今回の重大事案を受けて、文科省からも服務規律の確保に関する通知が発出されておりますが、そういった建て付けに基づきまして、政令指定都市の教育委員会には、直接その政令指定都市に対して、文科省から通知が行くという形になっておりますので、県が、何かこれについて関わるということは基本的にないということになります。

一方で、それ以外の一般の市町村教育委員会に対しては、神奈川県から通知が行きますので、それに基づいて、今後、市町村教育委員会が、その通知に基づいて具体的に対応していくということになろうかと思えます。

また、先ほど説明で触れましたが、市町村のいわゆる県費負担教職員による不祥事が多発していることも踏まえまして、実際の県の幹部職員が、主要な市町村教育委員会を訪問して、県の取組を紹介するとともに、市町村の取組状況を聞き取るというようなことも順次、行っているところでございます。

以上でございます。

【柴田会長】

ありがとうございます。

横浜市は非常に人口が多い市ですけれども、やっぱり不祥事事例といいますか、そういったことから考えると県が持っている情報が多いのかなと思いますので、どういう形で政令指定都市と県がこういった問題のへの対策について、協力をしていけるのか、可能なことがあればと思って質問をいたしました。

他の委員の皆様の御意見とか御質問とかはいかがでしょうか。

もしないようでしたら、次の議題に入りたいと思います。

令和7年度不祥事防止対策につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○議題3「令和7年度不祥事防止対策」

【柏木総務局総務室室長代理】

(資料3 説明)

【柴田会長】

ありがとうございます。

続きまして（２）教育委員会について事務局から説明お願いいたします。

【深野教育局行政課副課長】

（資料４ 説明）

【柴田会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただいた議題につきまして御意見を伺って参りたいと思います。委員の皆様何か御意見、御感想、御質問などありましたら、お願いいたします。

はい。高野委員、お願いいたします。

【高野副会長】

先ほど言おうかどうか迷ったのですが、たぶん市町村にしても横浜市と川崎市と非常に大きな市町村、そういうところの教育委員会は、その学校の人事だけで、もう手一杯で管理監督ガバナンスは、多分全く効いてない状況なのかなというふうに推測できるのですが、そうしますと、教育委員会がそういう人事権を持っていて、それでガバナンスを効かせるのは今は、もう不可能ではないかなというふうに思うのです。

そうしますと、やはり今最近の方向性としては、セルフレギュレーションです。自分たちでどういうふうに取り組んでいくかを考えていく、学校自体が、そういう取組を自分自身、セルフでやっていくということになっているが大きな流れとしては、そういう方向にいらいますので、各学校単位で、こういうわいせつ事例ですとか、こういう不祥事というのをどうやって防ぐのか、特にわいせつ事例は非常に重要ですので、そういうものを防ぐために学校一丸となってどうしたらいいかということをおみんなで考えて、「この学校ではこういうことをやりますよ」と、そうしたら効果がありました、効果がありませんでしたという話をぜひ学校間の連絡会みたいなものを作って、そこで、どうしたら本当になくなるかということをお各学校、学校群が一丸となって考えていく仕組みにしないと教育委員会ですとか、県の職員がいくら頑張っても、何十、何百とある小中学校のそういう具体的な対策はできないと思いますので、先生は大変忙しい中だと思っておりますが、これは、ほっとくことができないような問題だと思いますので、各学校が一丸となって自分たちはどうすべきなのかということをお話し合って決めて欲しいと、それをお互いに発表しながら、どういう取組

が一番いいのかということを学校全体で考えていくと、その取りまとめは、市町村の教育委員会でできると思いますし、市町村が集まって連絡会を作って、そこに県の職員が出て具体的に「こうしましょう」ということを周知徹底して広めていくというふうにシステマティックにやっていると、なかなか無くない問題だと思います。

上から目線で規制をする、取り締まりするというのはもうちょっと古いのです。ですから、自分たちでいかにセルフレギュレーションをやっていくかということに尽きると思うのですが、それはいかがでしょうか。

【深野教育局行政課副課長】

行政課副課長でございます。

横浜市という話になってきますと先ほど説明した通り、給与の負担に関しましても、人事に関しましても、県から独立した形になっていきますので、1つの横浜市が県みたいな形になっておりますので、何とも言えない部分があるのですが、特に私どもの県教育委員会の県立学校の取組になぞらえて、お話させていただければ、私ども県教育委員会では、各県立学校に対して、学校の不祥事ゼロプログラムというものを策定するように求めておりまして、学校が主体的に不祥事をゼロにしていくような取組を策定し、発表するというような取組を従来からやってきております。

また、県立学校長会議というものがあるのですが、その中には不祥事防止研究会という組織がありますので、その中で話し合ってもらって、実際、各学校の管理職を中心にした取組体制というものを学校主体になって考えてもらうような取組というものも行っているところでございます。

こういった取組について、例えば、県が所管する一般の市町村の教育委員会にも情報提供するような取組を通じて、こういった学校主体の不祥事防止がより効果的になるような取組というものを私どもとしても、引き続き行って参りたいというふうには考えております。

【高野副会長】

説明の取組について非常にいいと思うのですが、それがないという判断なのでしょうか。

自分たちで考えていく取組、それをお互いに周知徹底していくというような取組というのは、評価としてはどういう評価なのでしょうか。

効果はあまりないという評価なのでしょうか。

【深野教育局行政課副課長】

いえ、繰り返しになってしまいますが、自分事としてとらえるという意味においては、教育委員会が上から押し付けるというような形ではなく、学校に主体的に考えてもらう。

また、学校においても、管理職任せにするのではなくて先ほどの研修の取組もそうですけれども、各職員が自分事として、どういうふうに取り組んでいくのか、その仕組みをどうするのかっていうのを考えてもらうことは非常に効果的ですし、意義のあるものだというふうには考えております。

【高野副会長】

効果はある程度あったというそういう認識なのですね。

【深野教育局行政課副課長】

そうですね。

例えば、その研修の取組もそうですし、県立学校長会議を通じた取組も少なくとも、教育委員会の方から一方的に何かを通知するとかそういう形ではないことによって、効果が上がっているという認識は私どもとして持っております。

【高野副会長】

あと県の若手の職員が講師になって具体的に講演指導を行うという件があったと思うのですが、それはやはり県の職員にも非常に重要だと思います。

若手の教員にやらせるというのは非常にいいのではないかなと思います。

自分たちがその当事者になって、どうしたらいいかを考える、そういう姿勢を示すだけでも非常に有意義だと思うのですが、ぜひその辺の取組もやっていただければというふうに思います。

【深野教育局行政課副課長】

はい。今いただいた御意見を参考に取組を引き続き拡充して参りたいというふうに思っております。

【柴田会長】

いかがでしょうか。

野呂委員お願いいたします。

【野呂委員】

行動経済学ナッジの活用ということについて、簡単で結構ですのでもう少し教えていただければと思いました。

特に、性犯罪に限った問題ではないと思うのですが、性犯罪について前歴もない方ですとDBでははじくこともできず、面接のときにそんなことを匂わす方はいないわけです。ただ、実際には小児性愛的傾向を持った教師になる方というのは一定数、残念ながらいると思います。そうするとやはり毎日の生活の中で、やはりそういう片鱗を見つけやすいのは同僚だと思います。本当は相互監視というのは嫌なことですが、そういう兆候を見つけたら通報するというのは、必要悪だと思っていましたので、ちょうどそこにこのナッジを活用した方法というのが出ましたので、どんなことか少し教えていただければ、幸いです。

【深野教育局行政課副課長】

教育局行政課副課長でございます。

1点目、ナッジを活用したという部分に関しては、具体的には、教職員に刺さるようなチラシみたいなものを作るなどを行っております。

実際にビジュアル化したような、例えば、不祥事を起こした後の人生がこんなふうになりますよみたいなことを視覚化して、例えば、教員免許を失います、教壇には立てなくなりますとか、氏名が公表されます、退職金が支給されませんといったようなことをすぐ目に飛び込んでくるような形のチラシを作って、実際に教員に配布したというようなことを行ったりしております。

また、2番目の周りの教職員が気づいた形を不祥事防止につなげていくというような部分ですけれども、そういったことに関しても同じようなナッジの取組としての一環でチラシを作っております、気づいていたのに防げなかった不祥事があると、要は教員が生徒と一対一で何か補習みたいなことをやっていた、何かちょっと違和感を覚えたけれども、結局、このことを、目撃しながら、誰も相談もしなかったというようなことが、結果的に重大な不祥事に繋がってしまったというようなことが、実際にありますので、そういうことを、何かあれば、相談しましょうというような形で、チラシにして教員に配布したり、そういう取組を実際にこれまでも行ってきたところでございまして、そういった部分が、今の御質問の答えになろうかと思えます。

【野呂委員】

はい、分かりました。

ありがとうございます。

【柴田会長】

皆さんいかがでしょうか。

大塚委員、もし何か御意見、御質問、御感想等ありましたらどうぞ。ぜひよろしく願いいたします。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

御紹介遅れて申し訳ありません。

今回新たに就任していただきましたが、今のお話へのコメントを含めてもし一言いただけましたらと思います。

【大塚委員】

ありがとうございます。

私、慶応大学と法政大学で、教員しております大塚です。

今のことに限らず、全般なのですけれども、目下すごく対応に苦慮しているのが、AIです。

学生は、社会人学生が多いのですけれども、すべてのことをAIで対応してく

るということなので、小中学校高校だと学生がA I っていうことはないと思うのですけれども、不祥事にせよ、そうじゃない彼らの課題にせよ、多分、今後ですけど、A I でどういうふうに彼らに対応してくるかっていうのは、ちょっと考えていったほうがいいのではないかなというのは、私の感想です。

学生は課題すべてをA I で作ってきたりしているので、A I との対抗というのが、今ものすごく私としては、関心事になっているので、不祥事に関してもかなりA I だと思います。

以上です。

【柴田会長】

ありがとうございます。

他に御意見、コメント、御質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、今年度の不祥事防止対策につきまして、本日の意見を踏まえて引き続き取り組んでいただきたいと思います。

本日の協議会につきまして、このあたりで終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本日の議事これで終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

【三澤総務局副局長兼総務室長】

ありがとうございました。

それでは本日の議事はこれで終了いたしました。

委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

皆様からの御意見を今後の不祥事防止対策に活かして参りますので、引き続きよろしくお願いいたします。

最後に次回の協議会でございますが、来年1月を目途に第2回目の開催を予定してございます。

それでは本日の協議会はこれで閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。